

外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付要領

第1 通則

外国人観光客受入環境整備事業費補助金の交付に関しては、静岡県補助金交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）、外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付要綱及びこの要領の定めるところによる。

第2 多言語化対応等整備事業

案内の多言語化等整備事業とは、静岡県内において、外国人観光客が快適に移動し、滞在し、及び観光することができる環境を整備することにより、旅行者の満足度を高めることを目的とした下記の取組を言う。

(1) 外国人観光客向け案内の多言語化対応

- ・多言語版のまち歩きマップ等、外国人観光客に案内できるものを作成する事業
- ・案内標識、デジタルサイネージ、案内放送、施設の利用方法の紹介等を多言語に改修する事業
- ・電話での通訳サービスや翻訳サービスを導入する事業

(2) 外国人観光客受入環境整備ツールの作成または導入

- ・無料公衆無線LAN環境の整備に関する事業
- ・クレジットカード決済及びICカード決済環境を整備する事業
- ・外国人観光客の利便性向上に寄与するアプリ等を導入する事業
- ・外国人観光客の食習慣に配慮したメニューを作成する事業
- ・外国人観光客向けの体験プログラムを造成する事業

第3 ムスリム受入環境整備事業

ムスリム受入環境整備事業とは、静岡県内において、ムスリム観光客が快適に食事をするのできる環境を整備することにより、旅行者の満足度を高めることを目的とした下記の取組を言う。

(1) 飲食店におけるハラール対応サービスの導入

- ・ハラールに対応した料理を提供するための厨房環境を整備する事業
- ・ムスリムが礼拝するための環境を店内に整備する事業

(2) ムスリム向け商品の開発

- ・ハラール対応の新商品等を開発するための機械設備等を整備する事業

第4 補助対象外となるもの

外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付要綱の別表1の「知事が別に定めるもの」は以下のものをいう。

- (1) 県内の2以上の接続する市町の区域の一部において観光に係る施設（宿泊施設、観光施設、レストラン等）を経営する単一の事業者

附 則

この要領は、公告のあった日から適用する。